

## 地域の一体化の醸成・促進について

少子・高齢化が進行する地域において、合併を選択した地域の新市町村としての一体感の育成や、合併を選択しない町村との広域連携による行政の効率化などが求められていることから、次の事項について、要望する。

- 1 合併により発足した新市の行政区域を管轄する労働基準監督署等については、新市の住民の利便や新市の一体感の醸成に配慮し、管轄区域を速やかに再編すること。また、衆議院小選挙区等、1市町村が複数の選挙区に分割されている区域が発生した場合は、早期に選挙区の見直しを行うこと。
- 2 定住自立圏構想の中心市(周辺地域に都市機能が及んでいる市)の要件は、①原則人口5万人以上(少なくとも4万人超)、②昼夜間人口比率1以上とされているが、基準に満たなくとも、地域の特色を活かした生活に密着した有益な取り組みや地域の課題解決へ結びつく方策などを対等・協力の関係にたって自主的な協議により、迅速、柔軟かつ的確に実現する圏域を支援するため、地形的条件などから、一体性のある地域として一定の圏域を形成し、これまで連携や協力をしてきた地域特性などを考慮し、柔軟に運用すること。